

追加資料

# 野洲市の景観形成等の現状

平成22年11月5日

野洲市都市建設部都市計画課

# 景観の乱れ

○高度経済成長→景観の乱れ



各自治体で自主的な景観条例の制定



強制力に限界(お願い行政)

# 景観法の制定へ

- 環境問題や生活の豊かさへの関心の高まり
- 景観形成に対する意識の向上



各地で景観訴訟が増加

- 国立市マンション訴訟（東京地裁2002年判決）  
→景観利益は法的保護に値する。



景観法の制定へ

# 景観法の概要

## ①景観に関する基本的な部分

- 基本理念、責務、景観行政団体など

## ②良好な景観の形成のための具体的な規制や支援を規定する部分

- 景観計画、景観地区など
- 景観協定、景観協議会、景観整備機構など

# 景観法の基本理念

## ○基本理念1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤い豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるようにする。

## ○基本理念2

適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動とが調和した土地利用がなされるようにする。

## ○基本理念3

地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸張に資するようにする。

## ○基本理念4

地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされるようにする。

## ○基本理念5

現にある良好な景観を保全することのみならず、新たな良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、良好な景観の形成を行うようにする。

# 地方公共団体と住民・事業者の責務

## ○地方公共団体の責務

良好な景観の形成の促進に関し、施策を策定し、実施する責務を有する。

## ○住民の責務

良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## ○事業者の責務

土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

# 景観行政団体

- 景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体
- 都道府県・政令市・中核市は自動的に景観行政団体となる。
- その他の市区町村は、都道府県知事の同意により、景観行政団体となる。

現在、野洲市域では、滋賀県が景観法を活用した景観施策を実施

# 景観計画

## ○景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画

## ○景観計画に定める内容

### <必須事項>

- ・景観計画区域
- ・景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

### <選択事項>

- ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ・景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・景観重要公共施設の占用等の基準
- ・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 など



# 行為の制限に関する事項

景観計画区域における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為に対して、届出の義務を課し、必要に応じて勧告する。

## ○届出対象行為

建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為など

## ○景観形成基準

届出対象行為に対して、行為の制限の基準を定める。



○届出対象行為が景観形成基準に適合しない場合は勧告可能。

○特定届出対象行為(条例で定めたもの)は、景観形成基準のうち、形態意匠の制限に適合しない場合は設計変更命令を行うことも可能。→罰則規定もあり。

# 景観地区

- より積極的に良好な景観の形成を図るために、都市計画として市が決定する地区
- 建築物の形態意匠、高さ、壁面位置、敷地面積の最低限度等について規制
- 地区内で建築等を行うためには、形態意匠の制限に適合することについて、市長の認定が必要

# 景観協定・景観協議会・景観整備機構

## ○景観協定

建築物・緑・工作物・看板など景観に関するさまざまな事柄を一体的に協定。土地所有者全員の合意による自主的なルール。

## ○景観協議会

住民・事業者と関係行政機関等とが協力して景観に関するルールづくりに取り組む組織

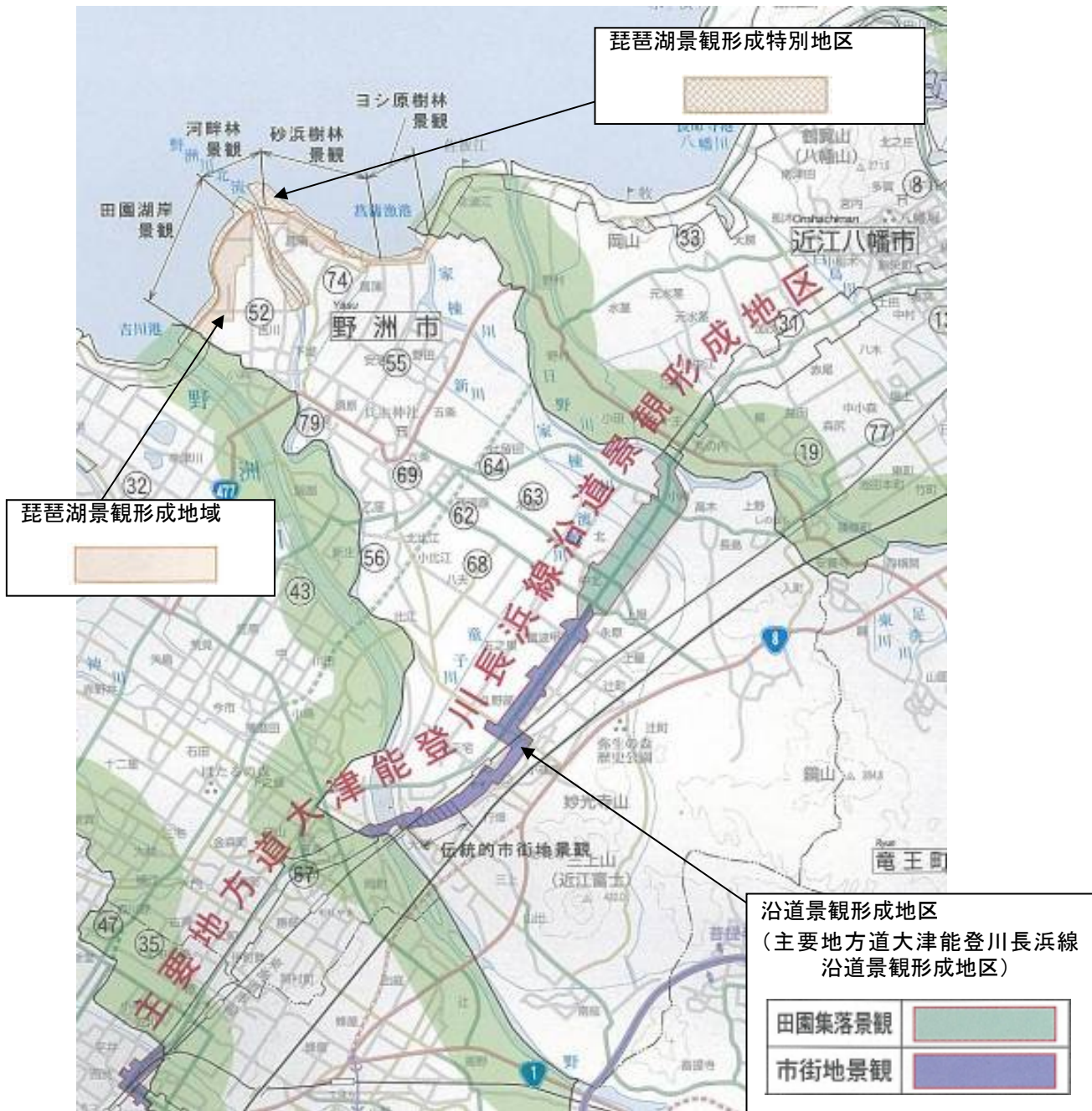
## ○景観整備機構

- ・景観行政団体の長がNPO法人や公益法人を指定
  - ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、アドバイザーの派遣、情報の提供、相談その他の援助を行う。
- また、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などの業務を行う。

# 景観法の対象地域のイメージ



# 野洲市における景観施策



# 野洲市の景観の方向性

○野洲市総合計画(美しい風土を守り育てるまち・施策の柱と基本事業)

①地域の景観資源の保全

三上山や里山から田園を経て琵琶湖へ続く眺望景観を貴重な地域資源として、その景観の保全に配慮したまちの整備を進めます。

②地域性豊かな街並みの創造

修景事業等による新たな景観の創造について、市民・事業所とともに検討し計画的に推進します。

○野洲市都市計画マスタープラン(風景づくりの方針・風景づくりの基本目標)

①水と緑豊かな自然の保全・育成等による美しい庭園都市の形成を目指します。

②地域の歴史的・文化的風土を生かした魅力ある風景づくりを目指します。

③周囲の田園風景等に配慮した施設等の整備誘導を目指します。



野洲市の特性に応じたきめ細かな施策が必要

# まとめ

○野洲市の総合計画・都市計画マスタープランに示す基本構想や基本目標を具現化するため、また、屋外広告物関連行政をより充実させるため



景観法を活用した滋賀県の景観施策との整合を図りながら、野洲市の特性に応じたきめ細かな施策を進める。